							第2回)		
No.	資料名 入札説	頁 16	章 第3	節 4	細節 (6)	項	目 項目名 入札保証金	<b>質問事項</b> 入札保証保険契約の締結を行った場合、当該保険証書原本の提出方法をご教	本市契約課に提出してください。
	(明入明にる回格関外) 説等す問(資本以)		Ass	•			No.16	示願います。	
2	入札説 明書	19	第5	3			土地の利用	事業者が実施する地盤調査は埋蔵文化財調査が終了する平成25年7月以降になるため、同調査の結果、構造設計に変更が必要な事態が生じた場合、市は工期及び引渡日の変更の協議に応じていただけるとともに、合理的な増加費用は市負担になるとの理解で宜しいでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
3	入札説 明書	19	第5	3			土地の使用	埋蔵文化財調査の終了が平成25年7月であれば、事業契約後、ただちに事業者 による調査業務を実施することができません。埋蔵文化財調査終了前に、無償で 測量や周辺家屋調査等を行うことはお認めいただけるのでしょうか。	埋蔵文化財調査に支障のない範囲で可とします。
4	入明入明にる回格関外 札書札書関質答審係) 説等す問(資査以	32	別紙 3					当該サービス構成表は契約書家別紙「サービス購入費の金額と支払スケジュール」に対応していますが、入札時に提出する様式38と様式65は、これらに対応した内容とはなっていません。 市、事業者の双方に於いて、契約書の規定に沿った支払方法、支払時期、支払金額の把握・確認を容易にする為にも、当該サービス構成表、契約書家別紙7、様式38・65については、可能な限り、内容に統一性を持たせるべく、様式を改正して頂けないでしょうか。	様式の改正は行いません。提案に際し、御指摘の目的のために補足すべき事項 がある場合は、各様式に記載してください。
5	入札説 明書	32	別紙 3				周辺家屋へ の電波障害 影響調査及 び対策業務	電波障害調査の回数・ポイント数は、工事前・工事中・工事後の計3回、各10ポイントとしてよろしいでしょうか。	当該工事において発生する電波障害における調査及び対策についてはすべて 本契約に含みますので、障害の発生が予想される範囲については、障害の有無 の判断に必要とされる箇所及び回数について、調査を行っていただく必要があり ます。
6	入札説 明書	32	別紙 3				周辺家屋へ の電波障害 影響調査及 び対策業務	電波障害対策の軒数は、25軒としてよろしいでしょうか。	当該工事において発生する電波障害における対策については全て本契約に含 みますので、障害の発生した軒数の全てにおいて対策を行っていただく必要が あります。
7	入明入明にる回格関外 札書札書関質答審係 説等す問(査以	32	別紙 3				工事負担金 No.34	工事負担金は上下水道負担金や道路復旧負担金等を想定されているとのことですが、どのような条件を満たした費用が工事負担金として位置付けられるのか、明確に定義して頂けないでしょうか。	事業遂行に必要となる関連工事の全てが該当します。
8	入札説 明書様 式集	4		1	(4)		一般事項	平成23年12月15日公表の質問回答No.41に「提案内容で記載が必要な様式に おいての記載を認めます」とありますが、会社名等の記載が認められる様式は、 様式22.35-40-56及び60のみということでしょうか。 もしその他に認められる様式 があるのであれば、明示して頂けないでしょうか。	記載が必要となる全ての様式において、提案内容記入欄に記載してください。
9	入札説 明書様 式集	様式 19以 降					号	提案受付番号の欄には、どの番号を記入すればよろしいでしょうか。	提案受付番号は、別途、事前に通知します。
10	入札説 明書様 式集	様式 27					設計説明書 -3 環境へ の配慮に関 する提案	「京都市地域産木材を積極的に活用する提案」において、「みやこ杣木(認証木材)の使用面積(㎡)を記載すること」とありますが、「面積(㎡)」では、木の厚みを含めた使用量を示すことができません。「体積(m3)」の誤記ではないでしょうか。	面積は、水平面及び垂直面とも見付面積としてください。また、併せて木材積 (m3)を様式27に括弧書きで記載願います。
11	入札説 明書様 式集	様式 27					-3 環境へ	京都市地域産木材、みやこ杣木の使用面積の記載が求められていますが、使用 した室の床面積を記載するのでしょうか。また、使用方法は仕上げ材、下地材を 問わないと考えてよろしいですか。	
12	入札説 明書様 式集	様式 28					-4 安全性への	様式28で記載を求められている「振動、騒音の抑制、粉じん飛散の防止等について、事業対象地が住宅密集地にあることを踏まえた具体的な提案」とは建設業務に係る提案項目であり、当該内容は「様式37」に記載する内容ではないかと思慮いたしますがいかがでしょうか。	原文のとおりとします。
	入札説 明書様 式集	様式 55-2					維持管理業 務見積書 (内訳表)	維持管理費は平準化する必要があるでしょうか。	当該様式に記載する維持管理費は平準化する必要はありませんが、本市が支払 うサービス購入費の維持管理費部分は、平成26年度を除き各回均等となります。
14	入札説 明書様 式集	様式 62 様3 63 様 65					長期収損益計画表キャッシュフロー計画表入札金額内訳書	公租公課に関しては、PFI事業者の開業に伴う諸費用等に含まれているため、他の費目に含むという形で記載する方式でもよろしいでしょうか。	様式62及び様式63について、平成24年度、平成25年度の収支等を記載いただくよう様式を修正します。また、様式62については、施設整備費の記入欄を追加します。 なお、公租公課の欄には、SPCの開業に要する費用に含まれる公租公課は施設整備費に含まれますので、その他、維持管理業務等に関連して発生する公租公課があれば記載してください。
15	入札説 明書様 式集	様式 62 様式 63					長期収損益 計画表 キャッシュフ ロー計画表	建設期間中の収支を記載する欄が無いため、別途建設期間中の年度に関しても 欄を追加してもよろしいでしょうか。	No14を参照ください。
16	入札説 明書様 式集	様式 63					キャッシュフ ロー計画表	消費税及び地方消費税抜きとありますが、消費税の仮払、還付等がありますので、キャッシュフローの整合性を保つため、別途消費税等の項目を加えてもよろしいでしょうか。	認めます。

	Werdol &	-		A-A-	Jam tohe	wer:	н	off in th	65 00 - fract?	I For Adv
	<u>資料名</u> 入明武 (本書集	夏 様 63 様 64	章	節	<mark>細節</mark>	· 項	<u> </u>	ロー計画表 サービス購 入費の支払 予定表	質問事項 確認ですが、様式63キャッシュフロー表におけるサービス購入費の計上時期について、支払ベースで計上することで問題ないでしょうか。 たとえば、施設整備部分に関する平成25年度分のサービス購入費の支払が実際 に行われるのは出来高設定を経で平成26年4月以降となりますが、当該支払額 は平成26年度の欄へ計上することで問題ないでしょうか。 同様に、維持管理部分に関する初回のサービス購入費支払は平成26年下期の4 箇月分ですが、当該支払は平成27年4月以降に実施されますので、平成27年度 の欄、計上することで問題ないでしょうか。またこの場合、様式64「サービス購入 費の支払予定表」においても維持管理部分の平成27年第1回目に当該平成26 年下期4箇月分に対応するサービス購入費を計上することでよろしいでしょうか。	回答 発生ベースでの作成をお願いします。
	入札説 明書様 式集	様式 64						部分の初期 投資費用	平成26年度の「出来高(%)」、「金額」の各欄は、それぞれ(累計ではなく)当該年度の数値を記入するのでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
	入札説 明書様 式集	様式 64						部分の初期	当該様式には、契約書(象)第59条に規定される「施設整備費部分の前払金」に 関して金額等を記入する欄がありません。前払金の請求を提案する場合、どのよ うな形でお示しすれば宜しいのでしょうか。	前払金については、契約書(索)第59条に従い請求することができますので、提案書への記載は不要です。
	入札説 明書様 式集	様式 65						訳書	施設整備費相当額にある「工事監理費」、「各種調査・対策費」、「各種手続・申請 費」、「PFI事業者の開業に伴う諸費用」、「建中金利」、「保険料」は、契約書(案) 第58条第4項及び第59条、それぞれの「出来高」、「出来高予定額」の対象となる のでしょうか。	施設整備費相当額のうち,「実施設計費」,「工事負担金」,「PFI事業者の開業 に伴う諸費用」以外のものが,出来高及び出来高予定額の対象となります。
	入札説 明書様 式集	様式 65						訳書	本様式65の費目と、契約書(案)第5章の「サービス購入費の支払」規定及び契約 書(案)別紙7「サービス購入費の金額と支払スケジュール」の費目は、内容が統 一されていませんが、提案時/評価時の確認、契約締結後の貴市・事業者の確認 を容易にする為にも、契約書(案)に合わせる形で、本様式65の内容を見直して頂けないでしょうか。	
	入札説 明書様 式集	様式 65							維持管理期間中の保険に関しては、維持管理会社が企業として包括契約しているものを採用する場合は、金額を維持管理費用の他の費目に含むという形で記載する方式でもよろしいでしょうか。	認めます。可能な限り分かりやすく記載してください。
	入札説 明書様 式集	様式 65						項目	各費目のうち、調査・対策費、手続・申請費等については、現時点で明確にならないものについては、設計費、工事費等に一式で見込んでいるため、他の費目に含む形で適宜項目を追加削除することでもよろしいでしょうか。	認めます。可能な限り分かりやすく記載してください。
	落札者 決定基 準	8	第4	 				査(加点項 目審査) 【表3審査項	審査項目の配点と各様式がリンクしていないように思えますが、各様式ごとに評価するのでなく、例えば、「施設整備業務」の対象となる「設計業務提案書」では、 別との表記に掲げる「施設整備業務に関する事項」に記載した4つの視点だけの み、「設計業務提案書」を横断的に評価するということでしょうか? 遊に、「その他」の審査項目も一般的にある場合もありますが、これがないということは、評価項目に無いものは、加点もしないという理解でよろしいのでしょうか?	御質問の趣旨のとおりです。
25	契約書 (案)	2	第1		第2 条		(16)	修繕	「建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状 (初期の水準)まで回復させることをいう。」とありますが、11月10日回答のNo.232 では、修繕では回復できない様な経年劣化によるものは除くと考えても良いとあり ますので、経年劣化によるものであれば、原状(初期の水準)の回復まで必要な いと考えてよろしいでしょうか。	修繕では回復できないような経年劣化については、御質問の趣旨のとおりです。
26	契約書 (案)	4	第1		第8 条	2		甲が実施す る業務との 調整等	本件施設の引渡し後、市が実施する工事等に対する事業者の協力に要する費 用は、維持管理費部分に見込めば宜しいのでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
27	契約書 (案)	9	第3	1	第20 条	4		建設場所の 使用及び管 理	「不可抗力によって発生したものである時はこの限りでない。」とありますが不可抗力によって追加的な費用または損害が発生した場合は甲乙詰し合いによって負担を定めるという認識でよろしいでしょうか。	第36条等不可抗力に関する規定が適用されます。
	契約書(案)	16	第3	2	第38条	1		任	市標準工事請負書第43条第2項で瑕疵の修補又は損害賠償の請求期間が10年となるのは、工事請負人の故意又は重大な過失による場合、又は住宅の品質確 保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する構造 耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)に限られているのに比べ、極めて厳しい条件です。事業者としては当該リスクを見込まざるを得ないためVFMの低下に繋がるだけでなく、同じ市発性の事業で瑕疵担保責任を厳しくする合理的な理由が不明です。市標準工事請負契約書と同一にして頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
29	契約書 (案)	16	第3	2	第38 条	5		瑕疵担保責 任	保証書は、本件施設の引渡日に差し入れるとの理解で宜しいでしょうか。	保証書は,事業契約締結後速やかに差し入れるものとします。
30	契約書 (案)	18	第4	1	第49 条	1		異常部分の 修復	「乙が自らの負担で修復すべきものと認めたものがあるとき」とありますが、これは、①機能上に問題がある場合で、事業者に責があると認めた時、②機能上に問題がある場合で、第三者が原因者ではあるが、事業者が善管注意義務を怠ったと認めた場合と考えてよろしいでしょうか。	施設の何らかの異常が、乙の責に帰すべきものである場合,又は,乙が善管注意義務を果たしたことを明らかにできない場合です。
31	契約書(案)	19	第4	1	第50 条	6		修繕	平成23年12月15日公表の質問回答No.147では、事業者が善管注意義務を果た している場合で原因者を特定できない施設損傷の場合の修繕費用は市負担と回 答されているのに対し、同回答No.95では、故意・悪意に保らす事業者以外の施 設利用者等が生じた損傷は不可抗力と見なすと回答されています。原因者が始 定できる場合は修繕費用は市より原因者に請求し、特定できない場合は同回答 No.147の回答のとおり、市負担とすべきではないでしょうか。改めて整理をお願い したいと存じます。	
32	契約書 (案)	22	第5		第58 条				各事業年度終了後、出来高検査の終了・出来高認定までには、どの程度の日数 を要するのでしょうか。	出来高検査終了から出来高の認定までの期間は、14日間程度を想定しています。
33	契約書 (案)	22	第5		第58 条			入費の支払	平成23年12月15日公表の質問回答No.169にて、第59条について「出来高予定額には、SPC経費は含まれません。」とありますが、第58条についても同様でしょうか。また、別紙に1規定されている「初期投資費用」の各「内容別について、本条項における「出来高」及び「出来高予定額」の対象となるのか否かを明示願います。	後段について、初期投資費用のうち、「SPCの開業に要する費用」以外のもの
34	契約書 (案)	23	第5		第59 条			部分の前払 金	「入札説明書等に関する質問回答(資格審査関係以外)(12/15公表)」の「No.169」の回答において「出来高予定額には、SPC経費は含まれません」とありますが、「実施方針に関する質問回答(11/1公表)」の「No.17」の回答には「出来高払いの対象となる費用には施設整備に係るSPC経費等も含まれる」とあります。「契約書(案)」で規定される「SPCの開業に要する費用」を除く「施設整備に係るSPC経費」は出来高払いの対象との理解でよろしいでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。

M	Wester for			Anh-			(第2世		66 88 th vC	
	(案)	22	章 第5	即	第59 条		4	金 	質問事項 平成23年12月15日公表の質問回答No.168にて前払金の支払請求有無による評価の差はない、ということですが、①提案時に請求予定の有無を明らかにしておく必要はあるのでしょうか。②明らかにする必要がある場合、どの様式にて前払金の金額等をとひように記入するのでしょうか。3、実約書の別様だにも前払金の情報が反映されるのでしょうか。③あるいは提案時に明らかにせずとも、本条項の要件を充足すれば、前払金の支払を請求可能、ということでしょうか。その場合、前払金の支払有無、それに伴うコストの増減を入札価格に織り込むか否かは応募者側で判断、ということでしょうか。	
	契約書 (案)	22	第5		第59 条		1	部分の前払 金	「当該事業年度の出来高予定額」とありますが、この「出来高」は、設計・建設期間 累計の「出来高」ではなく、当該事業年度のみに帰属する「出来高」を指すので しょうか。	
37	契約書 (案)	22	第5		第59 条	1	1		「本件施設の引渡予定日(平成25年度にあっては各事業年度の末日)を保証期限とする」とありますが、「各事業年度」に「各」とあるのは、どのような意味でしょうか。	本件施設の引渡予定日を保証期限とする保証契約を求めることとします。契約書 (築)を修正し、第59条第1項のうち「(平成25年度にあっては各事業年度の末 日)」を削除します。
	契約書 (案)	22	第5		第59 条		1	部分の前払 金	保証契約は2回に分けて締結し、初回の保証期間は、着工日から平成26年3月31 日までとし、2回目の保証期間は平成26年4月1日から引渡予定日(平成26年12 月1日)までとする、ということでしょうか。	
39	契約書(案)	23	第5		第59 条	1	1		平成23年12月15日公妻の質問回答No.169にて、第59条については、「出来高予定額には、SPC経費は含まれません」とありますが、別紙7に規定されている「初期投資費用の各「内容」について、本条項における「出来高」及び「出来高予定額」の対象となるのか否かを明示願います。	No33を参照ください。
40	契約書 (案)	24	第5		第59 条	1	1	施設整備費 部分の前払 金	上限3億円は、年度毎の上限が3億円ということでしょうか、設計・建設期間の累計で3億円でしょうか。	1事業年度につき上限3億円の意です。
41	契約書 (案)	24	第5		第59 条	3	1	金	「材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、工事監理費、労働者災害補債保険料及び保証料に相当する額に必要な経費以外の支払に充当してはならない。」と有りますが、これらの費用は、提案時に何れかの様式にて内訳を明らかにする必要があるのでしょうか。	提案時に内訳を明らかにする必要はありません。
42	契約書 (案)	31	第8					不可抗力	不可抗力が原因により必要となる修繕は、貴市の対応で第78条2項の負担割合は適用されないと考えてよろしいでしょうか。	不可抗力が原因である場合あって,本契約に別段の定めのない場合には不可抗力条項の適用があります。
43	契約書 (案)	32	第9		第81 条			公租公課の 負担	第81条に「予測不可能であったと認められる新たな公租公課の負担が乙に発生 したときは、乙は甲と協議できる」とありますが、数年以内の消費税のアップはほ ぼ確実である状況下、消費税アップはその全額を甲が負担すると理解して宜しい でしょうか?	消費税率の改定があったときは、契約書(案)別紙8の3の(2)の規定により、維持管理費部分の変更を行います。 なお、施設引渡しまでに消費税率の改定があった場合、施設整備費部分の取扱いについては、消費税率改定に係る法令等の規定に合わせ、本市が取扱いを定めることとします。
44	契約書 (案)	38	別紙 2					設計・建設 期間中の保 険	付保条件を満たせば、建設企業の包括保険による対応はお認めいただけるので しょうか。	保険の内容が条件を満たせば、御質問の趣旨のとおりです。
45	契約書 (案)	50	別紙 9		2	(2)	1	部分の減額 等の決定ま	「・・履行できなかった項目ごとにその評価項目の配点を減点し、・・」とありますが、「履行できなかった項目」とは「何を指すのでしょうか。また「評価項目」とは「落札者決定基準」の【表3 審査項目と配点】に記載の「審査項目」を指すのでしょうか。もしくは、その他の項目があるのでしょうか。ご教示ください。	前段について、落札者決定基準に基づき、定性的審査において得点を付与した 事業者提案が履行されなかった部分を指します。 後段について、審査項目を指します。
46	契約書 (案)	50	別紙 9		2	2.1	1	額の計算方 法	「A:当初の入札金額 B:当初の入札価格に係る評価点 C:定性的審査に係る評価点のうち、履行できなかった項目の配点の合計」とありますが、「B」は「落札者決定基準」の【表3 審査項目と配点】に記載の「入札価格に関する事項」の「配点(280点)」で落札時に獲得した配点との理解でよろしいでしまうか。また「C」の「履行できなった項目の配点の合計」とは同項(3)に記載の「履行した内容に基づく定性的審査に係る評価点を再度算出した後」の評価点と当初に獲得していた当該評価点の差の合計と理解してよろしいでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
47	契約書 (案)	52	別紙 9		3.1	(2)			「・・翌半期における累積ペナルティポイント数が10以上である場合、甲は、本契約を解除により終了させることができる」とありますが、当該状態で契約解除が行われず翌々半期のペナルティポイントが4ポイント以下であった場合には、支払停止の措置を受けた最初の半期のサービス購入費は50%減額されて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	2半期連続で累積ペナルティポイント数が10以上となった場合,最初の半期の サービス購入費は支払いません。
48	契約書 (案)	52	別紙 9		3.1	(2)			「・・翌半期における累積ペナルティポイント数が10以上である場合、甲は、本契約を解除により終了させることができる」とありますが、本規定により契約が解除された場合、実施済みの維持管理費の減額率についてご教示ください。	2半期連続で累積ペナルティポイント数が10以上となり、本市が契約を解除した場合、当該2半期については、全額を減額することとします。 なお、その翌半期の途中で本市が契約を解除した場合で、解除前に遂行した業 務があり、該期の累積ペナルティポイント数が4以下であれば、日割り計算によ り支払うことになります。
49	要求水準書	8	第2	3	(3)			查状況	土壌汚染対策法により汚染の除去等が必要になった場合、汚染の範囲・深度等 によっては、除去工事は、本事業に含まれる場合と、本事業とは別に実施される 現区役所庁舎解体撤去工事に含まれる場合と、両方考えられるのでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
50	要求水準書	8	第2	3	(3)			土壌汚染調 査状況	土壌汚染対策法により汚染の除去等が必要になり、除去工事を本事業で行う場合、市負担にて行うとなっていますが、除去工法等の技術的な事項については、 市と事業者の協議の上決定されると考えて宜しいでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
51	要求水準書	8	第2	3	(3)			查状況	土壌汚染対策法では概況調査(表層)で基準値以下であれば詳細調査(深度方向)が必要とされないことから、概況調査で全て基準値以下の場合でも、その後掘削工事が進み、建設残土の調査から汚染が発見される場合も考えられます。 その場合の調査・除去工事費は市負担と考えて宜しいのでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
52	要求水 準書	8	第2	3	(3)			土壌汚染調 査状況	土壌汚染対策法に基づく届出及び調査に要する費用は市負担との理解で宜し いでしょうか。	本市が行う手続及び調査については、御質問の趣旨のとおりです。
	要求水準書	24	第5		(=)		1	務に関する 要求水準	運転監視業務や区民交流スペース管理業務、駐輪場管理業務等の複数業務を 常駐者が兼務する体制で問題無いでしょうか。	
54	要求水準書	24	第5	1	(2)			務範囲	拾得物や遭失物の管理は、所轄警察署への届出も含めて市の業務という理解で 宜しいでしょうか。 ※事業者で実施する場合、保管用倉庫やキャビネが必要となりますので、市ご負担でお願いします。	<b>弾貨間の趣旨のとおりです。</b>
55	要求水準書	31	第5	3	(3)	P		運転監視業 務	「入札説明書等に関する質問回答(資格審査関係以外)(12/15公表)」の「No.266」にで「事業者による運転監視に必要とする時間は、区民交流スペースの開館時間や選挙事務等で開館している時間を含む」となっております。これまで選挙事務等で使用された実績(日数及び使用時間)についてご数示ください。また、選挙事務やその他の業務等で21時以降も庁舎を使用されることはあるのでしょうか。ある場合はその頻度につきましてもご数示ください。	前段について、参考としてですが、平成22年度の実績は次のとおりです。 ・京都府知事選挙期日前投票3/29〜4/10 8:30〜20:00 ・参議院議員選挙期日前投票6/25〜7/10 8:30〜20:00 後段について、その他の経常業務でも週2〜3日程度、職員が21時以降も時間 外勤務をしています。

No	資料名	百	章	節	細節	項	Ħ	項目名	質問事項	回签
56	要求水			3		オ	Н	空調、換気、	基本設計に定められた空調設備には中性能フィルターが用いられることが記載さ	現庁舎の空調設備においては、清掃にて対応しています。
	準書							排煙	れていますが、現庁舎における本フィルターの交換頻度をご教示願います。	
57	要求水準書	35	第5	4	(1)			理	事務室内のごみ回収業務について、職員様にて事務室ごとに1箇所にごみを纏めていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	
58	要求水準書	37	第5	4	(4)	ア	(+)	ネズミ・害虫 駆除	保健所の害虫駆除作業については特別な配慮を行う必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	作業について特別な配慮は不要ですが、作業を実施しない部屋があります。具体的には、落札者決定後の協議とします。
	要求水準書	37	第5		(4)	ウ		外構清掃	敷地内・敷地周辺で死獣を発見した場合は、生活環境美化センターに連絡して 引き取ってもらうことになると理解していますが、その際の処分費は事業者には発生しないとの理解で間違いありませんでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
60	要求水準書	38	第5	5	(2)			業務の実施	開庁時間以外の時間帯は、安全管理業務を実施するとあります。その時間帯は、 区民交流スペース管理業務の担当者や貴市の宿直者が巡回等を実施していま すので、それ以外に提案できる内容があれば提案して実施するということでよろし いでしょうか(機械警備と監視カメラは基本として)。	要求水準書に記載の業務内容を実施していただくとともに、提案による業務実施を期待しています。
	準書	39	第5		(4)			要求水準	平成23年11月10日公表の要求水準書(案)に関する質問回答No.180によれば機械警備の異常等にかかる通信費は市負担ということですが、この費用は事業費に含めるということでしょうか。あるいは事業費とは別に貴市が負担するということでしょうか。	
	要求水準書	39	第5	5	(4)			要求水準	センサー類は運用上、施設整備ではなくメンテナンスを含むリース契約による設 慶が適切と考えますが、リースによりセンサー類を設置することは可能でしょうか。 ※リースの場合、その費用は維持管理費に含まれ、原則として事業期間終了後 は機器撤去となります。	機械警備に必要なセンサー類について,リースを可とします。
63	要求水準書	39	第5	5	(4)			要求水準	「時間外の利用に関しては、許可を受けた利用者が出入りできるように配慮すること。」とありますが、事業者が配慮すべきは利用許可を受けた市民で、超過勤務を行う貴市職員については、宿直者が対応すると考えてよろしいでしょうか。	
64	要求水 準書	42	第5	7	(3)			要求水準	「保守点検業務において、外構施設等の要求水準の維持が出来ない恐れ・・・」と 明記されていまナが、ここで言う要求水準の具体的な内容はどこに該当しますで しょうか。	要求水準に示された「外構施設等」に関する全てが該当します。
65	要求水準書	44	第5	9				区民交流ス ペース管理 業務	区民交流スペースは、どのくらいの利用を想定しているのでしょうか?月単位でご 提示いただけると幸いです。	現時点で、具体的な利用者数等の想定はしておりません。
66	要求水準書	44	第5	9				区民交流スペース管理 業務	区民の自主的活動を促進するようなサービスや利用促進等に関する業務については、民間事業者の業務範囲ではないということでよろしいのでしょうか? また、審査項目と比較しても、これらの評価基準は記載されていないので、適切な管理のみを行うことということでよろしいのでしょうか?	御質問の趣旨のとおりです。
67	要求水準書	44	第5	9	(4)			業務内容	利用者への鍵の受け渡しに際し、利用許可書を確認することになるかと思われますが、許可書の記載内容を目視するだけで宜しいのでしょうか。何か、本人と分かるものと照らし合わすことも必要でしょうか。また、利用許可書は、本人に返却するのでしょうか、それとも事業者側で保管して貴市に渡すことになるのでしょうか。	利用許可書の記載内容の目視による確認とします。 なお,利用許可書は,事業者側で保管し,本市に渡してください。
68	要求水準書	44	第5	9	(4)			業務内容	「入札説明書等に関する質問回答(資格審査関係以外)(12/15公表)」の「No.313」及び「No.317」にで「利用については完全予約制」とし、予約状況については「平日の午後5時以降に翌日分(土日祝日の直前の平日においては、当該土日祝日分を含む)を渡すことを想定」されているとのことですが、当日の利用希望の申込みがあった場合の受付は市が行う、もしくは当日の利用希望の申込みは受付けないとの理解でよろしいでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
69	要求水 準書	45	第5	10				駐輪管理業 務	駐輪場は施設利用者以外の職員等も利用されるものと考えてよろしいでしょうか。 その場合、職員による駐輪台数をご教示ください。	職員については,来庁者用駐輪場とは別に設ける職員用駐輪場(自転車99台分,原付19台分)に駐輪します。
	要求水準書	45	第5	10				駐輪管理業 務	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	来庁者のバイクについても,本業務の対象とします。
71	要求水準書	47	第6	2				資料	新庁舎の想定来庁者数がございましたら開示いただけますでしょうか。また、過去の来庁者数実績がございましたら,開示いただけますでしょうか。	来庁者数について、年間を通じた統計はありません。
72	資料-1 基本設 計								基本設計時に斜線規制等を検討された図面を開示して下さい。	作図していません。
73	資料-1 基本設 計		I						1階EVホール・区民交流機能壁仕上げの不燃木製ルーバー及びリン酸処理パネル貼、2~4階EVホール壁仕上げの内装塗材一部、不燃木製ルーバーとありますが不燃木製ルーバーの下地は応募者の提案と考えてよろしいでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
74	資料-1 基本設 計	A-05 A-32 A-57 A-58	I					内観パース3 断面図 建具キープ ラン(5) 建具表(1)	4階区民交流機能会議室の窓形状が内観パースと建具表姿図にて異なります。 建具表を正としてよろしいでしょうか。	内観パース3に拠っていただきますようお願いします。
	資料-1 基本設 計	A-09	I	2	(2)	(才)		地球環境に配慮した総合庁舎	設計基本方針(オ)の中で、「外部では今出川通に面した1階に設ける縦格子に 木材を採用する」と記載があります。外壁の同南面の1階部分にはカーテン ウォール面に「不燃杉材」の記載はありますが、特に木製堅格子の記載はありません。凡例④が該当するものと考えて宜しいでしょうか。 御指示下さい。	御質問の趣旨のとおりです。また,外観バース1も参照ください。
76	資料-1 基本設 計	A-11	Ι	3	(2)	ウ		駐車・駐輪 場計画	敷地南東側駐車場に来庁舎用駐車場7台と検診車駐車場スペース2台とあります が、同時に使用できる計画とするのでしょうか。	
	資料-1 基本設 計			3	(3)	ア		建物構成	各部署・諸室について、設置階の指定がありますが、効率的な配置のために、階 構成を変更することは可能でしょうか。	
	資料-1基本設計			3		(2)		危険物を貯蔵又は使用する室	当該諸室は危険性や特殊性が高いため、日常清掃や定期清掃については、事業者が単独で入室するのではなく、職員様の在室時に合せて行うか、職員様といって主衆施するという理解で宜しいでしょうか。また、当該第室のうち細菌室や衛生害虫調査室については、環境衛生業務の害虫駆除業務は対象外という理解で宜しいでしょうか。	後段について,具体的には,落札者決定後の協議とします。
19	資料-1 基本設 計	A-16 A-24	1	3	(12)	(1)	<i>y</i>	屋外空間の 管理 配置図 外 構平面図	A-16に「道路境界上には門犀、フェンス等は設けず、屋外空間は24時間開放される構造とする」との記載がありますが、A-24の配置図には北側及び東側の道路境界上に門扉があります。門扉なしを正としてよろしいでしょうか。	A-16の記載は南側道路(今出川通)に対する記述となります。

Mo	資料名	百	查	節 細節 項	目 項目名	質問事項	回答
80	資料-1 基本設計			即即 程	仕上表(1)		内観パースに現れている柱を含め、区民交流機能エリアに見え掛かりとなる柱形
	資料-1 基本設 計	A-17	I		仕上表(1)	柱の仕上げに西陣織装飾合せガラスとありますが、西陣織の仕上げの程度について、基本設計で想定している仕様を具体的にご教授下さい。	着物の生地及び柄、帯の生地及び柄を採り入れます。採用に当たっては地域関係者の意見を採用することも考えています。
	資料-1 基本設 計	A-17	I			風除室の備考欄に記載の沓拭きマットは、晴雨に関わらず、常時の設置を求めら れるものでしょうか。	常時の設置を求めます。
	資料-1 基本設 計	A-17	I			風除室の備考欄に記載の沓拭きマットはリースでの調達とすることは問題ありませんでしょうか。 ※リースの場合、その費用は維持管理費に含まれ、原則として事業期間終了後 は撤去となります。	リースは不可とします。
	資料-1 基本設 計	A-17 ~ A-22 A-25 ~ A-29	I		諸元表	各階平面図「棚凡例」について。収納棚(2段、3段、6段、7段)について、それぞれ図示いただいていますが、「内部仕上表」および「諸元表」での指示と相違しています。基本的に「平面図」を正と考えて宜しいでしょうか。 御指示下さい。	収納棚の配置、台数は平面図に拠るものとし、形式等は仕上表、諸元表及び使用材料リスト3に拠るものとします。
	資料-1 基本設 計	A-17	I			1階EVホール・区民交流機能・待合ロビー天井仕上げは4階EVホール,ロビーと 同じ仕上げ(ロックウール化粧吸音板 厚12、せっこうボード 厚12.5、不燃木製 ルーバー)と読み替えてよろしいでしょうか。また、「及びスチールパネル貼り」とは 照明パネル部と理解してよろしいでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
	資料-1 基本設 計	A-18	I		仕上表(2)	3F直接撮影室の壁鉛ボードの厚みを御指示下さい。	諸元表Aー21を参照ください。
		A-18 A-21	I		諸元表(1)	諸元表で3階間接撮影室の壁下地に鉛ボードの記載がありますが、仕上表では 鉛ボードの記載がありません。諸元表を正とし壁下地に鉛ボードが必要と考えて 宜しいでしょうか。 御指示下さい。	諸元表を正としてください。
	資料-1 基本設 計	A-19	I			3FL屋上の仕上表で、「花粉調査装置(別途工事)」と記載があります。 ①取付手間は本工事と考えて宜しいでしょうか。 ②据付架台、据付基礎等の本工事範囲の必要なものがあれば、御指示下さい。	3階屋上の花粉調査装置及び1階(E-F, 5-6間)のライトトラップについては、機器の固定と電源送りを本事業の範囲とします。
	資料-1 基本設 計	A-23	I			「入札説明書等に関する質問回答(資格審査関係以外)(12/15公表)」の 「No.398」にて敷地境界のRC壁について「敷地境界線直近の内側を基本」とあります。当該RC壁の設置に係る近隣対策(施工上、隣地への立入、借地等は必須であると考えるため)により事業者に生じる追加的な費用(引渡予定日を変更することにより発生する追加的な費用(含む)に、契約書(案)第23条第4項の「ただし、甲が設定した条件に直接起因するものについては、甲が負担するものとする。」に該当し、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	本市が設定した条件に直接起因する追加的費用であっても,通常想定される範囲においては事業者の負担とします。
	資料-1 基本設 計	A-23	I			現境界CB塀について、隣接家屋の庇等が越境している(CB塀が庇等を受けて いる)箇所が散見されます。当該状況に係る隣接住民への対応は市が実施され るとの理解でよろしいでしょうか。	
	資料-1 基本設 計	A-24	I		構平面図	メインエントランス北側、庁舎と隣地境界線の間が、コンクリート舗装となっていますが、この仕様となった経緯をご教示ください。また、この部分の仕様は変更可能でしょうか。	
	資料-1 基本設 計	A−25 ~ A−29	I			壁凡例のLGS下地遮音壁について、床スラブから天井スラブまで遮音が必要と考えて宜しいでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
	資料-1 基本設 計	A-25 ~ A-29	I			各階平面図の右下に「注)図中赤字(点線)表示の備品は本事業対象外」と指示 がありますが、内部仕上表、諸元表には、この赤字(点線)のものも一部指示され ているものがあります。赤字(点線)表示については本事業対象外と考えて宜しい でしょうか。御指示下さい。 例 《3階栄養改善室》 食器棚W900-3台 調理器具収納棚W900-5台	仕上表、諸元表に記載のあるものは全て本事業の対象とします。
	資料-1 基本設 計	A-25 ~ A-29 A-65	I		使用材料リスト		
	資料-1 基本設 計	A-26 A-29	I			基本設計ワーグショップニュース第一号に記載のあった、「お茶会」など、区民運営による教室を行う場所の想定、具体的な予定がありましたらお示しください。	現時点では,具体的な予定はありません。
		A-27 A-28 A-31 A-32	I		建物平面図 立面図 立面図	C-C断面図で、A通り2・3Fに庇がありますが、2・3F平面図及び東立面図では図示がありません。不要と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	庇を設けることとします。
	資料-1 基本設 計	A-27 ~ A-29 A-31	I		建物平面図立面図	北立面図2〜4F(A〜B通り及びE〜G通り)に庇がありますが、2〜4F平面図及び 東立面図・西立面図に庇(ハネ出し)の図示がありません。不要と考えて宜しいで しょうか。御指示下さい。	No96を参照ください。
	資料-1 基本設 計	A-26 ~ A-29 A-31	I			各階付け庇の範囲が立面図と平面図において異なる部分があります。立面図を 正としてよろしいでしょうか。	No96を参照ください。
	資料-1 基本設 計	A-28	I		建物平面図(4)	保健所EVホール及び待合ロビーに記載のある16台・12台・15台の破線長方形に ついては、ベビーカーの仮置きスペースと考えて宜しいでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
100	資料-1 基本設 計	A-28	I			多目的室の待合ロビー側が移動間仕切りとなっていますが、移動間仕切りを開放 した状態で行われる催事の具体的な想定がありましたら教示ください。	乳幼児健診, BCG等予防接種, 健康教育等の際は, 間仕切りを開放する予定です(ほぼ全日開放状態)。
101	資料-1	A-28 A-32	I		建物平面図断面図	C-C断面図で、3F A通りに斜屋根(A→B通り)がありますが、3F平面図にはありません。3F平面図を正と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	No96を参照ください。
	資料-1 基本設 計	A-28 A-32	I			C-C断面図で、4F G通りに斜屋根(G→F通り)がありますが、4F平面図にはありません。4F平面図を正と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	4階平面図(A-29)に示すとおりです。

N7						四合(弗)		発用士で	171/dx
	<u>資料名</u> 資料-1 基本設 計	<u>頁</u> A-31		節	細節	項目	に関する質	質問事項 基本設計書立面図に記載のある杉板うずくり型枠コンクリート打ち放しなど、外部 仕上げに関して、コスト縮減のみの目的でなく、景観上や耐久性などその他総合 的に判断して同等以上の提案となる場合は、他の仕上げを提案してもよいと考え で宜しいでしょうか。	不可とします。
	資料-1 基本設 計	A-31	Ι				立面図(入 札説明書等 に関する質 問回答を受 けて)	基本設計書南立面図の1階CW-1前面に、不燃杉材と記載されたルーバーが設けられています。当該部分を不燃材にされているのは、法規制又は消防指導などの法規制に準じる規制によるものでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
	資料-1 基本設 計	A-31	I				立面図	テラコッタルーバー(縦)(虫籠窓風)の形状・仕様をご指示下さい。	外観パース1に現してあるとおり、ルーバーの形状は一般的な矩形です。矩形の 奥行き寸法を違えることにより、虫籠窓の意匠を表すことを考えています。
	資料-1 基本設 計	A-31	I				立面図	西立面図、2・3階外壁にテラコッタルーバー(縦)(虫籠窓風)とありますが、具体的な仕様等をご教示ください。	No105を参照ください。
	資料-1 基本設 計		I				立面図建具キープラン	各階給排気用のガラリ等が立面図に表現されていません。 応募者の提案と考え てよろしいでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
	資料-1 基本設 計	A-32	I				断面図	2~RF屋上はアスファルト防水断熱保護工法と考えて宜しいでしょうか	御質問の趣旨のとおりです。
	資料-1 基本設 計	A-32	Ι				断面図	C-C断面図 ピロティ駐車場の軒天は、アルミスパンドレル程度と考えて宜しいで しょうか。 御指示下さい。	不燃木材ルーバーとします。
110	資料-1 基本設 計	A-32	I				断面図	A-A斯面図で、地中外壁面に外防水が必要であれば、仕様・範囲を御指示下さい。	地中の壁面に外部防水を施工することとしています。仕様については提案をいた だくことは可能です。
	資料-1 基本設 計	A-43 ~ A-47	Ι				セキュリティ 計画(6)~ (10)	「-夜間窓口業務-」とは年間のどの時期に、どの程度の頻度で行われる業務で しょうか。また、当該業務の実施時において維持管理業務に係る事業者の対応 が必要でしょうか。	前段について, 現時点で, 次のとおり想定しています。 ・納稅課:11月, 12月, 2月及び3月に各2日ずつ ・保険年金課:11月, 12月及び3月に各2日ずつ 後段について, 空調設備の運転管理については, 対応をお願いします。
	資料-1 基本設 計	A-59	Ι				建具表(2)	CW図には清掃などに使用するメンテナンス設備の記載がありません。清掃用のゴンドラなどが必要になりますか。	底下にメンテナンスバイブの設置を想定しています。
	資料-1 基本設 計	A-63	Ι					溶融亜鉛めっき鋼板の上リン酸処理パネル厚4.5の金属板葺きの下地仕様をご 提示いただけますでしょうか。	実施設計において,適切な下地仕様にて設計願います。
	資料-1 基本設 計	A-63	Ι				使用材料リスト(1)■屋 根・軒庇(4 階屋根・軒 庇)	一文字葺瓦の範囲をご指示下さい。	A-31③に示す範囲です。
	資料-1 基本設 計	A-64	I					南西及び東西出入口部分:D種フッ素樹脂焼付塗装(特注色)とありますが、どの 建具を示すのか、ご指示下さい。	建具表A-58のAW9とAW10が該当します。
	資料-1 基本設 計	A-65	I					使用材料リストの「収納棚・書架」について。下記のように考えて宜しいでしょうか。 御指示下さい。 ①「収納棚7段」と「収納キャビネット7段」の区別について。平面図ではどちらも 同じ「収納棚 7段」の凡例です。各階倉庫を「収納棚7段」、それ以外を「収納キャ ビネット7段」と考えて宜しいでしょうか。 ②「集密書祭6段」について、仕様から判断し、平面図では地下1階下記室に指示されている「収納棚7段」のことと思われます。仕様はそのままで「集密書架7段」と考えて宜しいでしょうか。又、高さはスライド式と同じH=2620と考えて宜しいでしょうか。件せて御指示下さい。 ・保健センター倉庫 ・福祉・支援倉庫 ・税三課倉庫 ・総務課倉庫 ・海際の1金庫 ・海にの1金庫 ・海に変の倉庫 ③平面図に指示されている「収納棚3段」、「収納棚6段」について。仕様材料リストの「収納キャビネット」と読み替え、それぞれサイズは下記と考えて宜しいでしょ 収納キャビネット3段:W900×D450×H1100 収納キャビネット6段:W900×D450×H2200	用材料リスト3に拠るものとします。
	資料-1 基本設 計	A-66	Ι				使用材料リスト(4)□煙突	発電機用煙突の排気ルートをご指示下さい。	直上の4階屋上にハト小屋を通じて排気します。
	資料-1 基本設 計	S-01	П				要(入札説 明書等に関	□回答がありますが、構造体の分類「Ⅱ類 重要度係数「1.25」とした上で、主要 構造は鉄骨鉄筋コン別ート造とし、総合的に判断の上建物の一部について同等 以上の性能を有する鉄骨その他の構造とすることも可能と考えて宜しいでしょう	不可とします。
	資料-1 基本設 計	S-04 他、 A-25 他	II				伏図(3) 建物平面図 (1)	を階伏図と平面図でRC壁の範囲が相違しています。平面図を正と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	伏図(S-04他)を正とします。
	資料-1 基本設 計	E-3	Ш	3	3-5	(2)	受変電設備	受変電設備と発電機設備を屋外型とし、外部設置してもよろしいでしょうか。	基本設計のとおりとします。(屋内→屋外の変更不可)
	資料-1 基本設 計	E-5	Ш	4	4-3	(2)	情報表示装置	「あらかじめパソコンに登録された各種案内情報をタイムスケジュールに沿って、1 階ロビーに設置した液晶モニタにて表示する」となっております。「入札説明書等 に関する質問回答(資格審査関係以外)(12/15公表)」の「No. 449」で「情報表示 装置の操作については、本市から提供する会議室利用予定等の情報をもとに、 事業者で行う」となっていますが、市より受領した情報のパソコンへの登録等の作 業も事業者にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
	資料-1 基本設 計	E-7	Ш	4	4-9		駐車場管制設備	出庫警報装置の設置は、南西及び南東側の来庁者用駐車場の計2箇所とし、東側の公用車用駐車場には設けないものとしてよろしいでしょうか。	出庫警報装置は、南西及び南東側の来庁者用駐車場並びに北東側の公用車用 駐車場に設置してください。ただし、北東側の公用車用駐車場は、回転警報灯の みとします。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
	資料-1 基本設計			4	4-9		駐車場管制設備	フラップ式清算システムの設置は、南西及び南東側の来庁者用駐車場のみとし、 東側の公用車用駐車場には設けないものとしてよろしいでしょうか。又その場合、 清算機の設置は南西側に1台、南東側に1台の計2台と考えてよろしいでしょうか。	フラップ式精算システムは,南東側の来庁者用駐車場(7台分)についてのみ設置することとします。
	入明にる回格関外 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	5				No. 10	甲が実施す 0 る業務との 調整等	「各施工業者や運搬業者の施設入場の際の受付管理等、協力をお願いする。」と ありますが、受付管理は開館時間においては事業者が区民交流スペース管理業 務の一環として行い、開館時間を超えて入退場がある場合は、貴市の宿直者が 対応すると考えてよろしいでしょうか。また、各種工事により施設内に汚れが発生 した場合は、各種工事業務範囲の中で清掃が行われると考えてよろしいでしょう か。	御質問の趣旨のとおりです。
	入明にる回格関外 説等す問(資査以 が表別の が表別の が表別の が表別の が表別の が表別の が表別の が表別の が表別の が表別の が表別の が表別の が表別の が表別の が表別の が表別の が表別の がまるの がある。 がある。 があるの がある。 がる。 がある。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 が	8				No. 18		「物理的損壊を伴わない有体物の使用不能損害」とは、"製造物賠償責任保険の内容を示すもの"、とありますが、維持管理業務における製造物賠償とはどのような事象を想定すれば宜しいでしょうか。	事業者の提案で該当するものがあれば付保いただくことを想定しています。特段 の提案がない場合は、財物損壊の範囲拡大など同程度の特約加入をお願いしま す。
	入明にる回格関外 説等す問資 を審係 外)	11				No. 25 No. 25	3	NO253に「工事監理は、入札説明会には専任との説明ありましたが 建築担当監理者が常駐する事と考え良いですか。」の質問に治して「御質問の趣旨のとおりです」と回答があり、一方NO255の回答で重点監理とすると回答があります。常駐は条件でないと理解してよろしいでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
	入明に 利書関係 高回格 関係 で を 番係 ()	12				No. 27		各ごみ箱のごみ回収の頻度と時間については事業者が決定することで宜しいで しょうか。	御質問の趣旨のとおりですが,最低限,1日1回はごみ回収を行ってください。
	入明にる回格関外 税等す問(資 査以 が が の の の の の の の の の の の の の	12				No. 28		定期清掃において、重量物の移動が必要な場合は事業者にて移動させることという回答ですが、キャビネや執務デスク等も移動対象になるのでしょうか。キャビネや職員係のデスクには重要物が入っているため、移動対象外であるという理解で宜しいでしょうか。	落札者決定後に提案の清掃内容を踏まえて協議させていただきます。
	八入明にる回格関外 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	13				No. 31		管理スタッフは常駐する必要があるとの回答がありますが、常駐場所は宿直室と理解してよろしいでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。
	入明にる回格関外 記等す問(資 査以 外)	13				No. 29		セキュリティカード作成枚数につき落札後の協議とありますが、目安となるおおよ その枚数をご教示願います。	現時点で,20~30枚程度を想定しています。
	入明にる回格関外 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	14				No. 33	業務内容	保管している放置自転車を引渡した実績がないとのことですが、市が想定されている引渡し手順をご教示願います。	具体的な引渡しの方法は、落札後の協議としますが、現時点では、所定の様式 に氏名・連絡先を記入していただいたうえで引き渡すことを想定しています。
	入明にる回格関外 記等す問(資 査以	14				No. 33	業務内容	過去に処分した実績がないとのことですが、年間10台程度の放置自転車を継続 して保管し続けておられるのでしょうか。また、どこで保管されておられるのでしょう か。	職員用駐輪場横の空きスペースに保管しています。
	入明に 制 関 関 質 答 審 係 係 係 り の と 者 係 の と の と の と の り の り り り り り り り り り り り	14				No. 35		諸室レイアウト・柱スパンなど基本骨格及び基本的な仕様(仕上げ・設備諸元など)となる部分の変更は不可との回答ですが、外壁のうづくり型枠を使用したコンクリート打放しは10m以上離れると木目を視認できなくなるなど和風表現に最適とは言えません。この仕様の代わりにデザインコンセプトを表現できる仕様を提索してもよろしいでしょうか。また、外壁仕様以外の部分についても同等以上の仕様を提案してもよろしいでしょうか。	不可とします。
		14				No. 35		建物のスケール感が周辺の街並みに調和した和風デザインを試みるため、南側 外壁の1階部分を道路側に出すなどの変更は可能でしょうか。	不可とします。
	入明にる回格関係 説等す問資 管審係 外)	16				No. 40		大舎について「収容した犬猫の一時保管」とのことですが、どの程度の期間保管 を行なうのでしょうか。保管にあたり事業者として必要な業務は清掃のみという理 解で宜しいでしょうか。	前段について、原則として、収容した日のうちに、別に移送します。 後段について、御質問の趣旨のとおりです。
	入 明 に る 回 格 関 に る 回 を 審 よ の に の で を 者 の の の の の の の の の の の の の	16				No. 40		大舎について「収容した大猫の一時保管」とのことですが、収容した犬の餌やりは、購入負担も含めて市の業務範囲という理解で宜しいでしょうか。	収容した犬猫には餌やりは行いません。

## 京都市上京区総合庁舎整備等事業 入札説明書に関する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
	入明にる回格関外 札書関質答審係 説等す問(資査以	16					No. 404	(2)	大舎について「収容した大猫の一時保管」とのことですが、その他の動物(鳥類や 爬虫類)の収容は無いと考えて宜しいでしょうか。もし収容があるのなら過去にど のような動物を収容したかご教示願います。	犬猫以外の動物を収容した事例はありません。
	入明にる回格関係 にる回格関係 を を を を を を を と を と の と で を を と の と の と の と の と の と り の と り と り り と り と	16							考までに現在の犬舎の清掃方法をご教示願います。	前段について、可能です。 後段について、参考まで、現在の清掃方法は次のとおりです。 ①床を水洗い ②ケージを拭き掃除 ③くん煙剤使用
	入明にる回格関外 札書関質答審係 説等す問資査以	17						断面寸法	要求された構造性能を確保出来れば柱径, 梁背は「S-12」「S-13」に記載されている寸法を減ずることも可能との回答があります。基本設計者との公平性を確保するために、検討に必要となる積載荷重についてご教示ぐださい。 積載荷重を開示できない場合は各部材の鉄筋仕様を明示してください。	基本設計では、詳細な構造計算書及び配筋までは説明書に記載しないこととしています。
	入明に 制書 関質 管審 を 関係 (本 ) (外)	19					473	トーブの運	室温19℃を下回った場合、ペレットストーブを運転するということですが、室温測 定はどこで行えば良いのでしょうか。所定の場所に温度計を設置して行うという理 解で宜しいでしょうか。	御質問の趣旨のとおりです。